

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

### 【目次】

Q1. テレワーク・デイズとは？

Q2. パワーハラスメント対策の義務化はいつから施行になりますか？

Q3. 「社内恋愛禁止」を就業規則に定めることはできますか？

Q4. 外国人を1日8時間、週5日勤務で採用しましたが、本人から社会保険に加入したくないと申し出がありました。この場合、任意に加入しないようにすることはできますか？

Q5. 2月1日入社の方が3月で65歳になるのですが、雇用保険料は掛かるでしょうか？

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

---

-----  
Q1. テレワーク・デイズとは？  
-----

A. テレワークの普及やオリンピック開催時の交通混雑緩和を目的とした取り組みです。

「テレワーク・デイズ」をご存知ですか？

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催時の交通混雑緩和やテレワークの普及を目的として、厚生労働省・国土交通省・経済産業省・総務省が関係府省・団体等と連携して2017年から実施している取り組みです。

今年実施される「テレワーク・デイズ2020」では、2020年東京オリンピック・パラリンピック期間を含む7月20日～9月6日についてテレワークの実施や休暇の取得、時差出勤およびフレックスタイムなどを奨励しています。

昨年4月から年5日の年次有給休暇取得が義務化されています。テレワーク・デイズ2020に合わせて有給休暇取得奨励期間を設けるなどして有給休暇の取得促進を図ってはいかがでしょうか。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000589360.pdf>

(望月)

---

Q2. パワーハラスメント対策の義務化はいつから施行になりますか？

---

A. 人事労務レポート vol.130(2019.7.16 発信)でご案内していた労働施策総合推進法の改正によるパワハラ対策の義務化は大企業は 2020.6.1 から、中小企業は 2022.4.1 から施行となりました。

これに伴い、会社はパワハラに関する方針を明確化し、その方針を規則に追加したり研修を行うなどして従業員へ周知することや従業員からの相談に対応するための体制(相談窓口の設置や相談担当者を定めるなど)を整備することが求められます。

弊所ではどのような行為がパワハラにあたるのかという事例も含めた研修を行ったり、社外相談窓口も開設していますので、ご不明な点、ご要望ありましたらお問い合わせください。

■厚生労働省「職場におけるハラスメント関係指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000584517.pdf>

(市川)

---

Q3. 「社内恋愛禁止」を就業規則に定めることはできますか？

---

A. 意見は分かれますが、定めること自体が直ちに法違反にはならないと思われま  
ず。

しかし、就業規則で取り決めがあつたとしても、あくまで恋愛は個人の自由であつて、社内恋愛が発覚した際に、それだけを理由に即懲戒は難しいでしょう。  
実質的な効力はなく、あくまで訓示的な意味に留まります。

社内恋愛を禁止したい理由として

- ・職場の風紀が乱れる
  - ・人間関係による業務効率悪化
  - ・噂話等によるモラハラ
  - ・職場内情報漏洩(業務上知り得た情報を社内の他部署の社員に漏洩する)
- などをよくご相談頂きます。

こういった社内恋愛の懸念点を、服務規律として定められる方が効果的かもしれません。

(杉田)

---

Q4. 外国人を1日8時間、週5日勤務で採用しましたが、本人から社会保険に加入したくないと申し出がありました。この場合、任意に加入しないようにすることはできますか？

---

A. できません。

社会保険(健康保険及び厚生年金保険)は国籍問わず適用されます。したがって、加入要件を満たす限り外国人も日本人と同様に加入しなければなりませんので、会社や外国人が任意に加入しないように選択することはできません。

就労する外国人(特に初めて来日して就労する外国人)の中には、日本の社会保険への加入は任意であるものだと思っている方もいます。入社後にトラブルにならないように、雇用契約書や労働条件通知書で、社会保険の適用について簡単な日本語や母国語等外国人が理解しやすい方法で事前に説明するようにしましょう。なお、社会保険料は給与から天引きされる旨も併せて説明しておくとい良いでしょう。

また、特に年金制度については、保険料が掛け捨てになると誤解している外国人が多いため、社会保障協定や脱退一時金制度の説明も併せてしておくとい良いでしょう。それぞれの制度の概要は以下のとおりです。

**【社会保障協定】**

日本と各国との社会保障制度において、「保険料の二重負担」、「保険料の掛け捨て防止」をするために加入するべき制度を両国間で調整または両国の年金制度加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする制度。

**【脱退一時金】**

短期滞在の外国人(社会保険加入期間が6か月以上ある外国人)を対象に、保険料の掛け捨てを防止するために、外国人が日本を出国した場合に、日本に住所を有さなくなった日から2年以内に請求すれば、外国人が社会保険に加入していた期間の平均標準報酬月額と加入期間数(最大で3年まで)に応じて一時金として支給される制度。

(岩瀬)

---

Q5. 2月1日入社の方が3月で65歳になるのですが、雇用保険料は掛かるでしょうか？

---

A. 免除になりますが、免除は今年の3月31日までです。

平成29年の法改正により、65歳以上の方は新たに雇用した場合でも雇用保険の被保険者となりますが、保険料については年度の初日(4月1日)において満64歳以上の被保険者はその年の保険料が免除となっていました。

この保険料免除は今年の3月31日までとなりますので、4月1日以降は給与、賞与から雇用保険料の控除が必要となります。

未締め翌15日支給の給与等、4月分を5月に支給する場合は5月支給から雇用保険料を控除することとなります。

また、今年の労働保険の年度更新手続きでは概算保険料に64歳以上の被保険者の賃金も含める必要がありますので注意しましょう。

(佐藤)

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで  
社会保険労務士山口事務所  
〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5階  
TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192  
Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>  
Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>

---